また、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二十四条の二に規定する移動等円滑化の促進に関する方針及び同法第二十五条に規定する移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三条の三に規定する港湾計画との調和の確保にも留意する必要がある。

3　協議会

協議会は、地域公共交通に関わる多様な主体が、その最適かつ持続可能なあり方について総合的に検討、合意形成を行い、その合意がなされた取組を実施するために、各主体間の意見調整を図る場であり、地域の関係者が一体となって地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進する上での中心的な役割を担うものである。

このため、地域公共交通計画の作成及び実施に関する協議に当たっては、可能な限り協議会を活用することが望ましい。持続可能な地域公共交通の実現を図る上では、協議会の運営方法等の一層の工夫によって、協議会が有効に機能し、地域の多様な関係者間での協議が活発に行われることが重要である。

⑴　協議会の構成員

地域公共交通計画を作成する地方公共団体、関係する公共交通事業者、自家用有償旅客運送者、道路管理者、港湾管理者に加えて、必要に応じて関係する都道府県、公安委員会、住民、高齢者や障害者を含む公共交通の利用者のほか、連携と協働を効果的に推進していくため、福祉・介護関係事業者や医療関係者、ＮＰＯ、商業施設、地元企業、学校、観光事業者、次代の地域社会を担う若者、まちづくりの推進を図る活動を行う団体等の多様な主体が参画し、活発な議論を行い、それぞれが相互に連携、協力をしつつ、主体的に地域公共交通の活性化及び再生に取り組むことが重要である。地域公共交通に関する専門的な知識の有無にかかわらず、幅広い分野からの参画を促すには、地域の公共交通の活性化及び再生に向けた検討・議論の材料となるデータについて、協議会で共有することが効果的である。

地方公共団体の内部においても、交通部局のみならず、まちづくり、観光振興、健康・医療、福祉・介護、教育、環境等を管轄する幅広い部局からの参画が期待されるほか、地域公共交通の最適かつ持続可能なあり方を検討するためには、日頃から当該地域公共交通を利用し、その実情をよく知る者の参画が欠かせない。

また、協議会の意見調整を円滑に進める観点から、協議会を組織するに当たっては、学識経験者等の地域公共交通の活性化及び再生について専門的な知識を有する者を構成員に含めることが望ましい。さらに、地域における移動データや商業など関連分野における移動以外のデータを当該地域の公共交通の活性化及び再生に生かす観点から、様々なデータの調査・分析やマーケティングなどの手法に関して専門的な知識を有する者を構成員に加えることも考えられる。

なお、専門的な知識を有する者を協議会の構成員に加える際、国による専門人材データベースなどを活用しながら選定するなど、地域にとって必要な構成員が漏れなく協議会に参画できるようにすることが重要である。

また、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二十四条の二に規定する移動等円滑化の促進に関する方針及び同法第二十五条に規定する移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三条の三に規定する港湾計画との調和の確保にも留意する必要がある。

3　協議会

協議会は、地域公共交通に関わる多様な主体が、その最適かつ持続可能なあり方について総合的に検討、合意形成を行い、その合意がなされた取組を実施するために、各主体間の意見調整を図る場であり、地域の関係者が一体となって地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進する上での中心的な役割を担うものである。

このため、地域公共交通計画の作成及び実施に関する協議に当たっては、可能な限り協議会を活用することが望ましい。地域における公共交通の「リ・デザイン」の実現に向けては、協議会の運営方法等の一層の工夫によって、協議会が有効に機能し、地域の多様な関係者間での協議が活発に行われることが重要である。

⑴　協議会の構成員

地域公共交通計画を作成する地方公共団体、関係する公共交通事業者、自家用有償旅客運送者、道路管理者、港湾管理者に加えて、必要に応じて関係する都道府県、公安委員会、住民、高齢者や障害者を含む公共交通の利用者のほか、連携と協働を効果的に推進していくため、福祉・介護関係事業者やＮＰＯ、商業施設、地元企業、病院、学校、観光事業者、次代の地域社会を担う若者、まちづくりの推進を図る活動を行う団体等の多様な主体が参画し、活発な議論を行い、それぞれが相互に連携、協力をしつつ、主体的に地域公共交通の活性化及び再生に取り組むことが重要である。地域公共交通に関する専門的な知識の有無にかかわらず、幅広い分野からの参画を促すには、地域の公共交通の活性化及び再生に向けた検討・議論の材料となるデータについて、協議会で共有することが効果的である。

地方公共団体の内部においても、交通部局のみならず、まちづくり、観光振興、健康・医療、福祉・介護、教育、環境等を管轄する幅広い部局からの参画が期待されるほか、地域公共交通の最適かつ持続可能なあり方を検討するためには、日頃から当該地域公共交通を利用し、その実情をよく知る者の参画が欠かせない。

また、協議会の意見調整を円滑に進める観点から、協議会を組織するに当たっては、学識経験者等の地域公共交通の活性化及び再生について専門的な知識を有する者を構成員に含めることが望ましい。さらに、地域における移動データや商業など関連分野における移動以外のデータを当該地域の公共交通の活性化及び再生に生かす観点から、様々なデータの調査・分析やマーケティングなどの手法に関して専門的な知識を有する者を構成員に加えることも考えられる。

なお、専門的な知識を有する者を協議会の構成員に加える際、国による専門人材データベースなどを活用しながら選定するなど、地域にとって必要な構成員が漏れなく協議会に参画できるようにすることが重要である。